

美郷町おためし移住体験助成金交付要綱

平成28年6月20日

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県外在住者で、本町への移住定住を検討している者に対して、農作業体験、文化体験、地元住民との交流など「美郷暮らし」を体験できる機会を提供するおためし移住体験（以下「移住体験」という。）を実施するに当たり、参加者に対するおためし移住体験助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次に掲げる要件を満たす個人とする。

- (1) 秋田県外在住者であること。
- (2) おおむね3年以内の移住を検討していること。
- (3) 移住体験の参加に当たり、次の事項への協力に同意していること。
 - ア 町が実施するアンケート調査
 - イ 町が撮影した移住体験の写真及び動画について、町が移住PR等を目的に公開すること。
 - ウ その他本町の移住定住促進に向けたPR活動

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付対象経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 交通費
 - ア 公共交通機関を利用する場合は、居住地から本町の宿泊施設までの往復（以下「往復旅程」という。）に要する経費（移住体験に関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費を除く。）
 - イ 自動車を利用する場合は、往復旅程について1キロメートルにつき37円として積算した額及び高速道路の利用に係る経費（移住体験に関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費を除く。）

(2) 宿泊料

滞在する宿泊施設の賃借料又は宿泊料（宿泊料に朝食又は夕食に係る費用が含まれる場合は、当該費用を含む。）。ただし、1人当たり11,800円を上限とする。

(3) その他、移住体験の実施に要する経費で町長が認めたもの

2 往復旅程について、交通費及び宿泊料が一体となったパック商品を利用する場合は、前項第1号及び第2号の規定に関わらず、当該パック商品の料金とする。

3 助成対象とする移住体験は、1泊2日とする。ただし、自己負担による延泊を妨げない。

(助成対象外経費)

第4条 次に掲げる費用については、助成の対象としない。

(1) 移住体験の参加に必要と認められない個人的な支出に係るもの

(2) 公共交通機関又は自動車以外の交通手段に係るもの

(3) 前泊又は後泊に係るもの

(4) その他助成対象経費として適当でないと判断されるもの

(助成金の交付額)

第5条 助成対象経費に対する助成金の交付額（以下「助成額」という。）は、予算の範囲内で町長が決定した額とする。

(助成金交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美郷町おためし移住体験申込書兼助成金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、町長が別に定める期間（次条において「申請期間」という。）内に行わなければならない。

(助成金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否について決定し、美郷町おためし移住体験助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定による助成金の交付決定の通知を受けた申請者が、申

請を取り下げの場合は、速やかに、美郷町おためし移住体験助成金交付申請取下届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の取下届が提出されたときは、当該助成金の交付決定及び申請はなかったものとみなす。

（交付決定内容の変更）

第9条 助成対象者は、交付決定の内容に変更が生じる場合には、美郷町おためし移住体験助成金変更交付申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の変更交付申請書が提出されたときは、当該申請書の内容を確認し、妥当と認められる場合には、美郷町おためし移住体験助成金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（助成金の交付条件等）

第10条 助成対象者は、法令及び関係規程を遵守するとともに、町長の指示事項を確実に履行しなければならない。

- 2 町長は、前項に定めるもののほか、助成金の交付決定に条件を付すことができる。

（実績報告）

第11条 助成対象者は、移住体験終了後30日以内に、支出に係る領収書等を添えて美郷町おためし移住体験助成金実績報告書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による提出期限が、第7条の規定により交付決定を通知した日の属する年度の3月31日を越えるときは、3月31日を提出期限とする。

（助成額の確定）

第12条 町長は、前条の規定により提出された報告書等に基づき、内容を精査し、助成額を確定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により助成額を確定したときは、美郷町おためし移住体験助成額確定通知書（様式第7号）により、助成対象者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第13条 町長は、前条第2項の規定による通知後、助成金を交付する。

- 2 助成金の支払は移住体験実施後とし、美郷町おためし移住体験助成金

交付請求書（様式第8号）に基づき支払うものとする。

（交付決定の取消し、金額の変更及び助成金の返還）

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に支給された助成金があるときは、その返還を命ずるものとする。

- （1） 偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたとき。
- （2） 助成金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき。
- （3） その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により助成金の返還を命じた者のうち、死亡、疾病その他やむを得ない事情により助成金を返還することが困難と認められる者について、支給した助成金の全部又は一部の返還を免除することができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月20日から施行する。